

# 第94期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り郵送（書面）又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

**開催日時** 2022年6月22日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**開催場所** 大阪市中央区本町橋2番46号  
PALTAC本社ビル 3階  
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

**決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

お土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第94期定時株主総会招集ご通知……	2
議決権行使についてのご案内……	4
株主総会参考書類……	7
事業報告……	21
計算書類……	41
監査報告書……	55

郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時30分まで

## 経営理念

---

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品など日々の生活に欠かせない商品の中間流通を担い、生活者のみなさまに安定してお届けするという、社会的な責任があると考えています。

社会にとって、お取引先にとって本当に必要とされる企業であり続けるために「PALTAC MIND」を定め、当社の役員・従業員が共有し、具体的な行動の指針としております。

価値観や意思決定・行動の基準などを共有することで、各個人が主体的かつスピードをもって行動できる企業を目指しています。

# PALTAC MIND

## —— 私たちの源流 ——

### 誠実と信用

創業以来、一貫して企業活動・従業員の行動の原点としてきた基本精神。  
常に真摯な姿勢で臨み、築いてきた信頼が今日のPALTACの根幹となっています。

## —— 私たちが目指すもの ——

私たちは流通を通じて、お取引先の繁栄と、  
人々の豊かで快適な生活の実現に貢献します

## —— 私たちが大切にしているもの ——

私たちは、人とのつながりを大切に、感謝の心を忘れず謙虚な姿勢で行動します  
私たちは、常にスピードをもって、新しい発想と技術で変革に挑戦し続けます  
私たちは、協働の姿勢をもち、責任ある判断と行動で役割を果たします

## —— コーポレートスローガン ——

顧客満足の最大化と流通コストの最小化



(証券コード 8283)  
2022年5月31日

株主のみなさまへ

大阪府中央区本町橋2番46号

**株式会社 PALTAC**

代表取締役社長 糟谷 誠一

## 第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り郵送（書面）又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

なお、郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## 記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番46号  
P A L T A C本社ビル 3階  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

### 本株主総会における感染対策

- 座席の間隔を広げ十分な空間を確保いたします。そのため、ご用意できる席数には限りがございますのでご了承ください。
- 会場入口にて検温をさせていただきます。発熱や咳症状等で体調がすぐれないとお見受けされる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 会場内でのマスクのご着用及びアルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- 役員及び運営スタッフは、全員マスク着用にて対応させていただきます。
- 株主さまのご発言におきましては、スタンドマイクを使用し、都度、消毒剤による拭き取りを行います。

なお、今後の状況により、本株主総会の運営につき大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.paltac.co.jp/>）にてお知らせいたします。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

### 当日株主総会へ ご出席の場合

株主総会開催日時 | 2022年6月22日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を、当日会場受付にてご提出ください。  
また、環境保全のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 郵送（書面）による 議決権行使の場合

議決権行使期限 | 2022年6月21日（火曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示  
のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



### インターネットによる 議決権行使の場合

議決権行使期限 | 2022年6月21日（火曜日）午後5時30分

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照  
のうえ、当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、  
行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



## 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

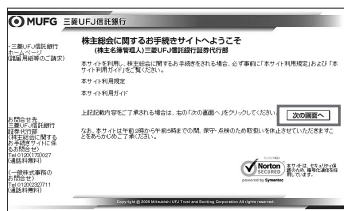
郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使の場合は、  
お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使について

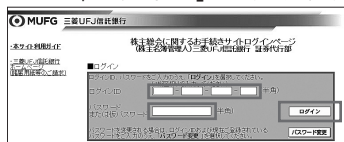
次のいずれかの方法で当社指定の議決権行使サイトへアクセスしてください。

### パソコンの場合

<https://evote.tr.mufg.jp/>に  
アクセスします。



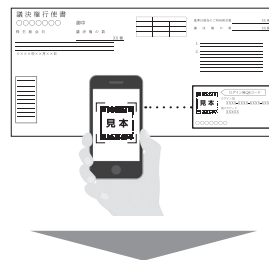
同封の議決権行使書用紙 右下部に記載の  
「ログインID」及び「仮パスワード」を  
ご入力の上「ログイン」をクリックします。



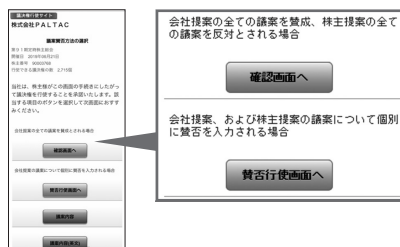
パスワード変更画面へ移行しますので、  
任意のパスワードをご登録のうえ、  
「送信」をクリックします。

### スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙 右下部に記載の  
「ログイン用QRコード」を読み取ります。



初回ログイン時に限り、「ログインID」  
及び「仮パスワード」の入力は不要です。  
直接議案賛否方法の選択画面へ移行します。



以降は画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

他人による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、パソコンでのログイン並びにスマートフォンでの2回目以降のログインの際には、ご利用の株主さまに議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

## 議決権行使サイトのご利用環境について

- (1) 議決権行使サイトは、パソコン又はスマートフォンを用いたインターネットでご利用いただけます。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。
- (3) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〈ヘルプデスク〉	
	電話	<b>0120-173-027</b> (通話料無料)
	受付時間	午前 9 時 から 午後 9 時まで

### 《 機関投資家のみなさまへ 》

事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「CJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じる場合は、下記のインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会決議ご通知につきましては、下記のインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎ お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ホームページ  <http://www.paltac.co.jp/>

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)



現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>1 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制及びガバナンス体制の強化を図るため2名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

本議案が原案どおりに承認可決された場合は、独立社外取締役が6名となり、全取締役の過半数を占めることとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位、担当		
1	再任	みき 三木田	くに 國	お 夫	代表取締役会長兼CEO		
2	再任	かす 糟	たに 谷	せい 誠	代表取締役社長兼COO		
3	再任	の 野	ま 間	まさ 正	取締役専務執行役員 営業統括本部長 兼商品本部長兼海外事業本部長		
4	再任	もり 森	や 谷	あき 晃	取締役専務執行役員 管理担当		
5	再任	しま 嶋	だ 田	まさ 政	取締役常務執行役員 経営企画本部長		
6	再任	おお 大	いし 石	か 歌	おり 織	社外取締役 独立役員	
7	再任	あさ 浅	だ 田	かつ 克	み 己	社外取締役 独立役員	
8	再任	おり 織	さく 作	みね 峰	こ 子	社外取締役 独立役員	
9	新任	いぬい 乾	しん 新	ご 悟	社外取締役 独立役員	—	
10	新任	よし 吉	たけ 武	いち 一	ろう 郎	社外取締役 独立役員	—
11	新任	たか 高	もり 森	たつ 龍	おみ 臣	社外取締役 独立役員	—

<p>候補者 番号 <b>1</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>みきた くに お <b>三木田 國 夫</b> (1943年10月23日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 154,290 株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1966年 3月 (株)大粧(現 (株)P A L T A C)入社          1990年12月 当社取締役営業本部第一営業部長          1995年10月 当社常務取締役営業本部長          1996年12月 当社代表取締役副社長営業本部長          1998年12月 当社代表取締役社長          2005年10月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス          (現 (株)メディパルホールディングス)代表取締役副社長          2008年 6月 同社取締役会長          2009年 6月 同社取締役相談役          2010年 6月 当社代表取締役会長最高経営責任者          2012年 6月 当社代表取締役会長兼C E O 〈現任〉</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>三木田國夫氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、1990年に取締役に就任後、1998年から2010年まで代表取締役社長、2010年から代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識、強いリーダーシップを有しております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化など、当社の企業経営において適任であるとともに、この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。</p>
--	---

<p>候補者 番号 <b>2</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>かす たに せい いち <b>糟 谷 誠 一</b> (1962年9月22日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 18,074 株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1985年 4月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社  2011年 6月 当社執行役員横浜支社長  2013年 4月 当社常務執行役員横浜支社長  2014年 6月 当社取締役常務執行役員横浜支社長  2016年 6月 当社常務執行役員営業本部長  2017年 6月 当社取締役専務執行役員営業本部長  2018年 4月 当社取締役副社長執行役員営業統括本部長  2018年12月 当社代表取締役社長兼COO営業統括本部長  2019年 4月 当社代表取締役社長兼COO〈現任〉  2019年 6月 (株)メディパルホールディングス取締役〈現任〉</p> <p>〔重要な兼職の状況〕  (株)メディパルホールディングス取締役</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>糟谷誠一氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、2017年に取締役に就任後、2018年から代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識、高い実行力を有しております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化など、当社の企業経営において適任であるとともに、この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。</p>
---	--

<p>候補者 番号 <b>3</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>の ま まさ ひろ <b>野 間 正 裕</b> (1962年9月6日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 16,096 株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1985年 4月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社                  2012年 6月 当社執行役員近畿支社長                  2013年 4月 当社常務執行役員近畿支社長                  2014年 6月 当社取締役常務執行役員近畿支社長                  2016年 6月 当社常務執行役員名古屋支社長                  2018年 4月 当社専務執行役員西日本営業本部長兼商品本部長                  2018年 6月 当社取締役専務執行役員西日本営業本部長兼商品本部長                  2019年 7月 当社取締役専務執行役員北海道支社長                  2020年 1月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長                  2020年10月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長兼商品本部長                  兼海外事業本部長 (現任)</p>
	<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>野間正裕氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、2018年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員営業統括本部長兼商品本部長兼海外事業本部長として、広く営業部門、仕入部門及び海外事業部門の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化など、当社の企業経営において適任であるとともに、この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。</p>

<p>候補者 番号 <b>4</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>もり や あき よし <b>森 谷 晃 佳</b> (1960年11月11日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 27,275 株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1981年 8月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2012年 6月 当社執行役員財務本部副本部長 2016年 6月 当社常務執行役員財務本部副本部長 2018年 4月 当社常務執行役員財務本部長 2019年 6月 当社取締役専務執行役員財務本部長 2020年 4月 当社取締役専務執行役員管理担当〈現任〉</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>森谷晃佳氏は、当社の財務部門で要職を歴任し、2019年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員管理担当として管理部門全般の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化など、当社の企業経営において適任であるとともに、この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。</p>
<p>候補者 番号 <b>5</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>しま だ まさ はる <b>嶋 田 政 治</b> (1967年8月4日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 14,876 株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1990年 4月 東洋信託銀行(株)(現 三菱U F J 信託銀行(株))入社 2005年 4月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2013年 4月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2014年 4月 当社執行役員経営企画室長 2018年 4月 当社常務執行役員経営企画室長 2020年 6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2021年10月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長〈現任〉</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>嶋田政治氏は、金融・信託業界で培った専門知識を活かして当社の経営企画部門で要職を歴任し、現在は取締役常務執行役員経営企画本部長として経営企画・I R 部門の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化など、当社の企業経営において適任であるとともに、この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。</p>

<p>候補者 番号 <b>6</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>おお いし か おり <b>大石歌織</b> (1977年4月21日生)</p> <p><b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>所有する 当社株式の数 554 株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所(現 北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 2013年 1月 同事務所パートナー〈現任〉 2017年 6月 当社社外取締役〈現任〉 2020年 6月 東和薬品(株)社外取締役監査等委員〈現任〉</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー 東和薬品(株)社外取締役監査等委員</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>大石歌織氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有するとともに、企業法務にも精通しており、2017年から当社の社外取締役を務めております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法により会社経営に関与したことはありませんが、専門知識及び豊富な経験を活かして、独立した立場に加え女性の目線から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化に向け、引き続きこのような役割を果たすことを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>
<p>候補者 番号 <b>7</b></p> <p><b>再任</b></p> <p>あさ だ かつ み <b>浅田克己</b> (1947年11月19日生)</p> <p><b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>所有する 当社株式の数 208 株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1970年 4月 灘神戸生活協同組合(現 生活協同組合コープこうべ)入組 1995年 6月 生活協同組合コープこうべ常任理事 2004年 6月 生活協同組合コープこうべ組合長理事 2011年 6月 日本生活協同組合連合会会長〈2017年6月退任〉 2020年 6月 当社社外取締役〈現任〉</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>浅田克己氏は、生活協同組合に入組後、2011年から2017年まで全国の消費者組合組織の会長を務めるなど、生活者目線での組織運営で培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、2020年から当社の社外取締役を務めております。この豊富な経験と幅広い実績に加えてE S G領域における長期的な視野も踏まえ、独立した立場から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化に向け、引き続きこのような役割を果たすことを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>

候補者  
番号

8

再任

おり さく みね こ  
織 作 峰 子  
(1960年12月16日生)

社外取締役

独立役員

所有する  
当社株式の数

208 株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 ミス・ユニバース日本代表選出  
1982年 4月 大竹省二写真スタジオ入門  
1987年 4月 フリーランスフォトグラファーとして独立  
2004年 4月 大阪芸術大学写真学科助教授  
2005年 1月 有限会社織作事務所代表〈現任〉  
2006年 4月 大阪芸術大学写真学科教授〈現任〉  
2007年 4月 同校写真学科学科長〈現任〉  
2021年 6月 当社社外取締役〈現任〉

#### 〔重要な兼職の状況〕

有限会社織作事務所代表（フォトグラファー）  
大阪芸術大学写真学科学科長兼教授  
公益社団法人日本広告写真家協会理事  
公益財団法人私立大学通信教育協会理事  
一般社団法人日本写真著作権協会理事  
日本写真芸術学会評議員

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

織作峰子氏は、フォトグラファーや大学教授としての活動に加え、自身の事務所を運営しながら公益社団法人等の理事などを幅広く務め、環境・社会に関する豊富な見識を有しており、2021年から当社の社外取締役を務めております。この幅広い見識を活かして、特にESGや人材育成の面において、独立した立場に加え女性の目線から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化に向け、引き続きこのような役割を果たすことを期待し、選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。



<p>候補者 番号 <b>9</b></p> <p><b>新任</b></p> <p>いぬい しん ご <b>乾 新 悟</b> (1967年11月25日生)</p> <p><b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>所有する 当社株式の数 一 株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1990年 4月 大阪商船三井船舶(株)入社          1995年 2月 ローレンツェン・ステモコ社 (オスロ) 入社          1996年 7月 乾汽船(株)入社          2000年 6月 同社取締役営業部長          2001年 6月 同社代表取締役社長          2014年 6月 同社取締役会長          2016年10月 同社顧問 (現任)          2017年 6月 日本管財(株)社外取締役監査等委員 (現任)          2020年 1月 乾光海運(株)代表取締役 (現任)</p> <p>[ 重要な兼職の状況 ]          乾汽船(株)顧問          日本管財(株)社外取締役監査等委員          乾光海運(株)代表取締役</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>乾新悟氏は、海運業界を中心としたグローバルな事業領域において経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かし、当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化に向け、独立した立場から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p>
--	---

<p>候補者 番号 <b>10</b></p> <p><b>新任</b></p> <p>よし たけ いち ろう <b>吉 武 一 郎</b> (1957年2月5日生)</p> <p><b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>所有する 当社株式の数  一 株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1979年 4月 トヨタ自動車工業(株) (現 トヨタ自動車(株)) 入社 2011年 1月 トヨタマーケティングジャパン(株)取締役 2015年 6月 ダイハツ工業(株)取締役専務執行役員 2017年 4月 トヨタ東京販売ホールディングス(株)代表取締役社長 2019年 4月 トヨタモビリティ東京(株)代表取締役副会長 2020年 4月 トヨタモビリティパーツ(株)代表取締役社長 2022年 3月 (株)ユニカフェ社外取締役 (現任)</p> <p>[ 重要な兼職の状況 ] (株)ユニカフェ社外取締役</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>吉武一郎氏は、日本を代表する自動車製造関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験と幅広い実績を活かし、当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化に向け、独立した立場から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p>
<p>候補者 番号 <b>11</b></p> <p><b>新任</b></p> <p>たか もり たつ おみ <b>高 森 龍 臣</b> (1952年7月7日生)</p> <p><b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>所有する 当社株式の数  100 株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1975年 4月 (株)資生堂入社 1995年 4月 (株)アユーラ取締役営業部長 2007年 4月 (株)資生堂執行役員中国事業部長 2009年 6月 同社取締役国内化粧品事業 事業戦略・マーケティング領域担当 2010年 4月 同社取締役執行役員常務国内化粧品事業部長 2012年 4月 同社取締役執行役員常務国内化粧品事業 事業戦略領域担当 (2014年6月退任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>高森龍臣氏は、日本を代表する化粧品製造企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。海外事業を含むこの豊富な経験及び実績を活かし、当社の持続的な企業価値向上の実現並びにガバナンス強化に向け、独立した立場から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (株)メディアパルホールディングスは当社の親会社であります。取締役候補者 三木田國夫氏及び糟谷誠一氏の親会社における現在又は過去10年間の業務執行者としての地位及び担当につきましては、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況欄に記載のとおりであります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しており、本議案が承認可決された場合は、各取締役候補者は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。
- また、当該契約は、各取締役の任期途中である2022年7月1日に、同様の内容にて更新する予定であります。
4. 大石歌織氏、浅田克己氏、織作峰子氏、乾新悟氏、吉武一郎氏及び高森龍臣氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、大石歌織氏、浅田克己氏及び織作峰子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、乾新悟氏、吉武一郎氏及び高森龍臣氏の選任が承認可決された場合は、各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、大石歌織氏、浅田克己氏及び織作峰子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認可決された場合は、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、乾新悟氏、吉武一郎氏及び高森龍臣氏の選任が承認可決された場合は、各氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、社外取締役候補者の選任にあたっては、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、会社法や東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を重視するとともに、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、個別に判断しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役 鈴木秀夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。  
つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

<p><b>新任</b></p> <p>はら ぐち ひろし <b>原 口 裕</b> (1954年6月17日生)</p> <p><b>社外監査役</b> <b>独立役員</b></p> <p>所有する 当社株式の数 一 株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1978年 4月 東洋信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 2006年 6月 同社大阪証券代行部長 2010年 4月 三菱UFJ代行ビジネス(株)常務取締役 2015年11月 (株)みどり会シニアコンサルタント〈現任〉</p> <p>[ 重要な兼職の状況 ] (株)みどり会シニアコンサルタント</p>
	<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>原口裕氏は、銀行業界における経営者としての豊富な経験及び証券代行分野における総合的なソリューションの提供、株主との対話支援、ガバナンス関連支援等の高い専門知識を有しております。この豊富な経験及び見識を、独立した立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しており、本議案が承認可決された場合は、監査役候補者は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。
- また、当該契約は、各監査役の任期中である2022年7月1日に、同様の内容にて更新する予定であります。
3. 原口裕氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、原口裕氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、原口裕氏の選任が承認可決された場合は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、社外監査役候補者を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、会社法や東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を重視するとともに、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、個別に判断しております。

## ご参考

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成並びに各取締役及び各監査役に特に期待される要件・役割は次のとおりであります。取締役については取締役会全体として有する知識・経験・能力のバランス、多様性の確保等を考慮し選任しております。監査役については監査役として求める要件を定め選任しております。なお、当該一覧表は各構成員が有するすべてのスキルを表すものではありません。

(取締役会及び監査役会の構成並びに各構成員のスキルマトリックス)

	氏名	地位	企業経営	業界経験・ 営業戦略	ESG・ サステナビ リティ	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライ アンス・リスク マネジメント	物流・SCM・ デジタルテクノ ロジー
取 締 役 会	三木田 國 夫	代表取締役	●	●	●				
	糟 谷 誠 一	代表取締役	●	●	●				●
	野 間 正 裕	取締役	●	●					●
	森 谷 晃 佳	取締役	●			●	●	●	
	嶋 田 政 治	取締役	●		●	●		●	
	大 石 歌 織	社外取締役			●			●	
	浅 田 克 己	社外取締役	●		●				
	織 作 峰 子	社外取締役	●		●		●		
	乾 新 悟	社外取締役	●		●				●
	吉 武 一 郎	社外取締役	●		●				●
高 森 龍 臣	社外取締役	●	●	●					
監 査 役 会	金 岡 幸 宏	常勤監査役	●	●			●		
	新 谷 尚 志	常勤監査役	●		●				●
	小 寺 陽 平	社外監査役			●			●	
	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	社外監査役			●	●			
	原 口 裕	社外監査役	●		●	●	●		

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

---

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなかで、ワクチン接種の進展などにより、持ち直しの動きが見受けられたものの、オミクロン株の感染急拡大に加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

化粧品・日用品、一般用医薬品業界においては、前年と比べて人の動きが活発化したことで、ドリンク剤や化粧品などの需要は一時的に回復の兆しを見せましたが、感染状況が一進一退を繰り返すなか、本格的な回復には至りませんでした。また、マスクや消毒液などの衛生関連品は、衛生意識の向上により消費は習慣化しているものの、急激に需要が拡大した前年と比較すると弱い需要となりました。一方で、気温の低下など冬らしい気候が長引いたこともあり、カイロをはじめとする冬物商材は好調に推移いたしました。

このような状況のなか、当社は、従業員の安全を守ることが事業継続の要であるとの考えに立ち、引き続き、労働環境の整備や衛生管理を徹底し、当社の社会的役割である生活必需品の供給に努めました。また、当事業年度を初年度とする中期経営計画のもと、中間流通機能の強化に向け、VAN事業や販促物一貫サポート、非食品と食品の一括物流などの新たな取り組みにも積極的に挑戦し、サプライチェーン全体を視野に連携・協働による最適化・効率化に向けた取り組みを進めました。

売上高については、小売業様の幅広いニーズに対応できるリテールソリューション機能の充実と、連携・協働による同機能の積極的な活用に注力いたしました。従前のマーチャンダイジングが通用しない環境下で、店頭を活きた情報や業界最大の流通情報を活用した売れ筋分析などによる鮮度の高い情報提供や、これまで取り扱いがなかった商品群における新しいメーカー様との取引開始や環境配慮型の新規商品取り扱いなど、商品提案の充実に努めました。

販管費については、庫内作業の生産性向上に継続して取り組むとともに、配送費上昇とホワイト物流への対応を同時に実現するため、さまざまな視点から配送の改善に努めました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高1兆457億35百万円、営業利益259億21百万円、経常利益286億37百万円、当期純利益196億39百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等を適用しなかった場合の数値は、売上高1兆470億27百万円（前期比1.3%増）、営業利益259億8百万円（前期比1.6%増）、経常利益286億24百万円（前期比2.0%増）、当期純利益196億30百万円（前期比1.6%増）となります。

当社の事業区分は単一事業区分であり、商品分類別及び販売先業態別の売上高については次のとおりであります。

〈商品分類別の売上高〉

商品分類別の名称	金額 (百万円)
化粧品	233,385
日用品	487,287
医薬品	122,820
健康・衛生関連品	186,906
その他	15,334
売上高計	1,045,735

〈販売先業態別の売上高〉

販売先業態別の名称	金額 (百万円)
ドラッグストア	662,583
ホームセンター	95,155
ディスカウントストア、スーパーセンター	77,347
コンビニエンスストア	72,272
スーパーマーケット	52,059
ゼネラルマーチャндаイジングストア	34,496
輸出、EC企業、その他	51,821
売上高計	1,045,735

(2) **設備投資の状況**

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は97億26百万円であり、その主なものは栃木県下都賀郡野木町における物流センターの建設に要したものです。

(3) **資金調達の状況**

該当事項はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。



(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 91 期	第 92 期	第 93 期	第 94 期
	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	当事業年度 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	1,015,253	1,046,412	1,033,275	1,045,735
営業利益 (百万円)	25,399	24,708	25,487	25,921
経常利益 (百万円)	28,528	27,316	28,053	28,637
当期純利益 (百万円)	19,767	25,412	19,317	19,639
1株当たり当期純利益 (円)	311.07	399.90	303.98	310.34
純資産 (百万円)	197,237	218,297	235,428	243,741
総資産 (百万円)	393,603	418,756	435,501	448,877
1株当たり純資産額 (円)	3,103.80	3,435.20	3,704.78	3,878.33

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社メディカルホールディングスであり、同社は当社株式31,853千株（議決権比率50.73%）を保有しております。

同社との間には、重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。また、同社との営業上の取引もありません。

親会社グループは、「医療と健康、美」の流通で社会に貢献することを目指し、主な事業として「医療用医薬品等卸売事業」、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、「動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業」を営んでおります。当社は、そのなかで「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」を専属的に担っており、他のグループ企業とは取扱商品や流通形態等が大きく異なることから、当社との間に競合関係は存在せず、親会社グループから影響を受けることなく独自に営業活動を行っております。また、当社の事業戦略、人事政策等の経営判断につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ決定しており、当社取締役会の決定が、グループ内の最終決定となっております。一方で、親会社においても、少数株主の権利保護をはじめ当社の独立性確保は重要であると認識しており、「グループ会社基本規程」（適切なグループガバナンスの確保に向け制定された規程）のなかで、当社に対しては「独立性を確保し、独自の資金調達、迅速な意思決定のもと積極的に事業展開を図ることで企業価値を向上させることがグループ経営の観点からも望ましい」と明記しており、併せて当社事業にかかわる意思決定については当社の取締役会がグループのなかでの最終意思決定機関である旨が明確になっております。

また、当社役員について親会社グループからの受け入れはありませんが、適切なグループガバナンス維持のため、当社代表取締役社長糟谷誠一は親会社の取締役を兼務しております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

当社の事業エリアである化粧品・日用品、一般用医薬品業界は、気候変動に伴う自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の流行など人々の生活を脅かす環境の中にあっても、「当たり前の日常を支える」エッセンシャルな事業エリアであります。同時に、当社売上高は1兆円を超え、年間35億個（国民一人当たり換算で30個）を生活者の皆様にお届けする企業として、当社の果たす役割は非常に重要性が増しております。

このような観点から、当社が有するマーチャンダイジングや物流などの中間流通機能をさらに高め、「安心・安全」はもとより「高効率」な流通プラットフォームを提供できる企業基盤を構築し、小売業様、メーカー様をはじめとしたステークホルダーの皆様との連携・協働を加速させ、社会のニーズに柔軟に対応してまいります。

具体的には、3か年の中期経営計画の中で、次に記載の項目を定め取り組んでまいります。

### ① 激変する環境に対応する「リテールソリューション力の強化」

「ニューノーマル」と言われるような、従前の常識が通用しない変化が流通業界にも起こっております。「生活者に商品がわたる現場（店頭）」を重視し、前回の中期経営計画において機能強化を目的に設置した店舗支援本部、SCM本部、EC事業部をはじめ各部門と営業部門との連携・協働により、マーチャンダイジングや生産性向上など流通全体の幅広い課題に対応できるソリューション力を強化してまいります。

### ② 安心・安全・高効率を追求する「ロジスティクスソリューション力の強化」

当たり前の日常を支える「安心・安全」を基本に据え、高効率のロジスティクス機能を引き続き強化してまいります。既存センターにおける継続的な改善を進めるとともに、「新物流モデル」を活用した新センター建設により出荷キャパシティ拡大を進めてまいります。同時にホワイト物流など、「配送課題」の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

③ 価値提供の仕組みを支える「システム機能の強化・デジタル化の推進」

当社の価値提供の仕組みを支えるシステム機能の強化は、生産性及び対応スピード向上を実現するためには欠かすことができない「扇の要」であります。増大するサイバーリスクに対応するためのセキュリティ強化はもとより、基幹システム刷新やデジタル人財の育成・確保などにより、守りから「攻めのIT」へ転換を進め、急速に変化する現場ニーズに対応してまいります。さらに業務の効率化や提供価値の向上など、将来のデジタルトランスフォーメーションに向けた体制を強化してまいります。

④ 持続的成長の源泉「人財・組織の強化」

当社従業員の多様性を活かしながら、経営理念（PALTAC MIND）の浸透を図り、当社の事業戦略を実現できる組織強化を進めてまいります。人財面では、現場力や専門知識などのスキル向上を進め、チャレンジ精神やグリット（やりきる力）など、従業員に備わっている強みを最大限に引き出す取り組みを進めてまいります。また、組織面では、人財が活躍できるよう、デジタル技術を活用するなど、各部門間が連携・協働できる体制を整え、組織として総合力を発揮できる基盤を構築してまいります。

⑤ ESG、SDGsを重視した経営

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品などの生活必需品を扱う中間流通業者であります。企業活動を通じて、持続可能な社会に向けたSDGsの達成に貢献するとともに、「人々の豊かで快適な生活の実現」を目指しております。本中期経営計画においても流通段階において存在するムダを排除し生産性向上に努めることで、社会的価値の提供や環境負担軽減にも貢献できると考えております。このような考え方を基本に、効率的かつ有効なガバナンス体制の強化を進め、社会インフラ企業として持続的成長を果たしてまいります。

(注) SCM (Supply Chain Management) とは、生産された商品が生活者にわたるまでの流通過程全体を視野に、商品や情報等の流れを最適化・効率化するための手法のことをいいます。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品等の販売、取引先の物流業務の受託を主要な事業内容としております。

(12) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

〈 本社 〉 大阪市中央区

〈 支社及び物流拠点 〉

支社	物流拠点	北海道支社・RDC北海道 (北海道北広島市)	
支社	物流拠点	東北支社・RDC宮城 (宮城県白石市)	物流拠点 RDC東北 (岩手県花巻市)
支社		東京支社 (東京都北区)	物流拠点 RDC関東 (埼玉県白岡市)
	物流拠点	RDC埼玉 (埼玉県北葛飾郡杉戸町)	物流拠点 RDC新潟 (新潟県見附市)
支社	物流拠点	横浜支社・RDC横浜 (神奈川県座間市)	
支社	物流拠点	名古屋支社・RDC中部第1センター (愛知県春日井市)	
	物流拠点	RDC中部第2センター (愛知県春日井市)	
支社	物流拠点	北陸支社・RDC北陸 (石川県能美市)	
支社	物流拠点	近畿支社・RDC近畿 (大阪府泉大津市)	物流拠点 RDC堺 (堺市西区)
支社	物流拠点	中四国支社・RDC中国 (広島市安佐南区)	物流拠点 RDC四国 (香川県観音寺市)
支社	物流拠点	九州支社・RDC九州 (福岡県小郡市)	物流拠点 RDC沖縄 (沖縄県うるま市)

(13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
2,168 名	1 名減	46.3 歳	19.6 年

(注) 使用人数には、臨時雇用者 (パートタイマー、派遣社員を含む) 4,794名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 63,553,485 株
- (3) 株主数 3,173 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社メディアパルホールディングス	31,853	50.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,845	10.89
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2	1,959	3.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,623	2.58
P A L T A C従業員持株会	1,275	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	1,082	1.72
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 4	993	1.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L. P.	943	1.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	888	1.41
野村信託銀行株式会社 (投信口)	632	1.01

(注) 持株比率は自己株式 (706,549株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の充実、資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、2021年10月28日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、2021年10月29日から2022年1月31日までの期間に、普通株式700,000株を総額3,479,083,983円で取得しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	三木田 國 夫	CEO
代表取締役社長	糟 谷 誠 一	COO、(株)メディパルホールディングス取締役
取締役専務執行役員	野 間 正 裕	営業統括本部長兼商品本部長兼海外事業本部長
取締役専務執行役員	森 谷 晃 佳	管理担当
取締役常務執行役員	嶋 田 政 治	経営企画本部長
社外取締役	余 郷 勝 利	
社外取締役	大 石 歌 織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー、東和薬品(株)社外取締役監査等委員
社外取締役	浅 田 克 己	
社外取締役	織 作 峰 子	有限会社織作事務所代表（フォトグラファー）、大阪芸術大学写真学科学科長兼教授、公益社団法人日本広告写真家協会理事、公益財団法人私立大学通信教育協会理事、一般社団法人日本写真著作権協会理事、日本写真芸術学会評議員
常勤監査役	金 岡 幸 宏	
常勤監査役	新 谷 尚 志	
社外監査役	鈴 木 秀 夫	
社外監査役	小 寺 陽 平	小寺一矢法律事務所弁護士
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	原公認会計士事務所代表、日本公認会計士協会近畿会幹事ダイバーシティ推進委員会委員長

- (注) 1. 当社は、取締役 余郷勝利氏、大石歌織氏、浅田克己氏及び織作峰子氏並びに監査役 鈴木秀夫氏、小寺陽平氏及び原繭子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 原繭子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2021年10月1日付をもって、取締役の地位及び担当等の異動を行いました。

氏名	異動前	異動後
嶋 田 政 治	取締役常務執行役員経営企画室長	取締役常務執行役員経営企画本部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。

報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、経営戦略達成に向けて、優秀な人材を引き付けるに足るインセンティブとするとともに、経営環境の変化や外部の客観的なデータ等を考慮し、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準としております。

当社の取締役報酬は、金銭報酬として固定報酬及び単年度の業績に連動する賞与、並びに非金銭報酬で構成されており、中長期業績に連動する報酬は設定しておりません。

なお、当社は中長期業績に連動する報酬は設定しておりませんが、固定報酬の10%以上を拠出し、役員持株会を通じて一定の株数に到達するまで当社株式を購入しております。この株式購入は、株主目線での経営や当社の持続的成長に資するものと判断しております。

また、当社は、社外取締役・社外監査役を過半数とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。本件方針並びに事業年度毎の固定報酬及び賞与については、取締役会への上程に先立ち指名・報酬委員会において協議し、当該委員会の答申を尊重し取締役会において決定しております。

### イ. 固定報酬に関する事項

固定報酬については、毎月支払っており、個人別金額の算定等については、それぞれの役位・業務範囲・職責などを基に決定しております。

### ロ. 業績連動報酬等に関する事項

賞与については、原則、毎年の株主総会の日に支払うこととしており、年間の総報酬の概ね20%~30%を目途に、役位が上位の取締役ほどその占める割合が多くなるようにしております。また、賞与の変動について個別の勘定科目と連動する体系は取っておりませんが、企業運営上の重要指標と考えている営業利益、経常利益及び販管費率等の公表した計画との比較並びに前事業年度の実績との比較などに加え、担当業務における成果及び非財務指標を含めた企業価値向上に向けた貢献などを総合的に検討し決定しております。



## 八. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬については、適材適所に人材を配置し効率的かつ効果的に経営を遂行することを目的に社宅提供を実施しており、上記固定報酬及び賞与以外の範囲において適宜妥当性を検討し、それに伴う月毎の費用を社内規則に基づき会社が負担しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、その決定方法及び内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬については監査役会において、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	420 (46)	314 (46)	100 (-)	5 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	87 (37)	87 (37)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	14 (7)	507 (83)	402 (83)	100 (-)	5 (-)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役：2006年6月26日開催の第78期定時株主総会において、金銭による報酬として年額750百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。また、2009年6月23日開催の第81期定時株主総会において、社宅提供等による非金銭報酬として年額20百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

監査役：2009年6月23日開催の第81期定時株主総会において、年額150百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は6名です。

2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項については、「3. (2)①役員の報酬等の内容の決定に関する方針等」に含めて記載しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 余郷勝利氏、大石歌織氏、浅田克己氏及び織作峰子氏並びに社外監査役 鈴木秀夫氏、小寺陽平氏及び原繭子氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしており、保険料は全額会社負担としております。

ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は填補対象外とすることにより、職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであり、当社といずれの兼職先との間にも特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	大石歌織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー、東和薬品(株)社外取締役監査等委員
社外取締役	織作峰子	有限会社織作事務所代表（フォトグラファー）、大阪芸術大学写真学科学科長兼教授、公益社団法人日本広告写真家協会理事、公益財団法人私立大学通信教育協会理事、一般社団法人日本写真著作権協会理事、日本写真芸術学会評議員
社外監査役	小寺陽平	小寺一矢法律事務所弁護士
社外監査役	原繭子 (戸籍名 有馬 繭子)	原公認会計士事務所代表、日本公認会計士協会近畿会幹事ダイバーシティ推進委員会委員長

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	余 郷 勝 利	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、主に自動車製造関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立した立場から意見を表明しており、当社の業務執行の監督や意思決定において、十分な役割を發揮しております。
社外取締役	大 石 歌 織	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を活かして、独立した立場に加え女性の目線から意見を表明しており、当社の業務執行の監督や意思決定において、十分な役割を發揮しております。
社外取締役	浅 田 克 己	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、生活者目線での組織運営で培った経験並びにE S G領域における長期的な視野も踏まえ、独立した立場から意見を表明しており、当社の業務執行の監督や意思決定において、十分な役割を發揮しております。
社外取締役	織 作 峰 子	2021年6月24日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席し、環境・社会に関する豊富な見識を活かし、独立した立場に加え女性の目線から意見を表明しており、当社の業務執行の監督や意思決定において、十分な役割を發揮しております。
社外監査役	鈴 木 秀 夫	当事業年度開催の取締役会17回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、主に金融関連企業を中心とした経営者としての経験と幅広い見識を活かして、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	小 寺 陽 平	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識を活かして、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	当事業年度開催の取締役会17回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な専門知識と高い見識を活かして、独立した立場に加え女性の目線から適宜、適切な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署並びに会計監査人より、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法と体制について資料を入手、報告を受け、その内容及び報酬見積りの算定根拠を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性及び専門性その他職務の遂行に支障があると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任事由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
- ②内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制については、損失発生の未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
- ②通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
- ③金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
- ④反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
- ②代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。
- ③予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ITを活用した効率的な業務を行う。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ①社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やCSR委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
- ②公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

**(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記(1)から(5)までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
- ②監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- ①監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
- ②監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- ③取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

**(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ②上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
  - イ. 経営状況
  - ロ. 事業遂行状況
  - ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況
  - ニ. 監査部が実施した内部監査の結果
  - ホ. リスク管理の状況
  - ヘ. コンプライアンスの状況（内部通報された事実を含む）
  - ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
  - チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実
- ③当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
- ④監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

**(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ②監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。
- ③当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

##### ①取締役の職務執行の適正性・効率性を確保するための取り組みの状況

取締役会は当事業年度中に17回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに予算の策定等経営上の重要事項について審議し、決定しております。取締役会では議長である代表取締役社長はもとより、社外取締役も率先して自由闊達で建設的な議論・意見交換に取り組んでおり、迅速かつ適切な意思決定及び取締役相互の監督機能の実効性を確保しております。

##### ②コンプライアンス・リスクマネジメントに対する取り組みの状況

取締役会において、全役員に対しリスクマネジメントの一環としてアンケートを実施してリスクアプローチに基づく当社の重要リスク項目を再認識しております。そのうえで、重要項目である情報漏洩リスクに対しては、体系的な対策とe-ラーニングを活用した社員の教育活動を継続的に実施しております。また地震等の自然災害リスクに対しては、マニュアルに沿った迅速な安否確認、関係部門との連携、情報の一元管理によって物流を保全するBCP体制を構築し、その効果が発揮されております。また、企業不祥事の防止に対しては、監査部が業務監査を継続的に実施してリスクの未然発見、防止に努めております。さらに、財務報告に係る内部統制については、CSR推進本部が内部統制委員会を適宜開催し、統制の維持・整備を進め、監査部がその評価計画に基づきモニタリングして統制システムの実効性を確保しております。

##### ③監査役監査の実効性を確保するための取り組みの状況

監査役は、取締役会をはじめ重要な社内会議に出席するほか、代表取締役、取締役、社外取締役との意見交換、会計監査人との情報交換、及び執行役員等からの業務状況のヒアリングと確認を実施し、さらに監査役、監査部、CSR推進本部が定期的に情報交換を行うことにより、監査役監査の実効性を確保しております。



## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益配分と持続的成長による企業価値向上を経営の最重要課題と認識しております。利益配分につきましては、資本政策における重要項目であるとの認識の下、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。当面は、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向30%を目標として、業績拡大に応じた増配の継続を軸に株主還元の充実に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。取締役会決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めており、また同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨も定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、1株当たり年間配当金は前事業年度に比べ6円増配し78円（中間配当金39円、期末配当金39円）といたしました。また、当事業年度に実施しました自己株式取得34億79百万円と合わせまして総還元性向が42.8%となります。

翌事業年度の配当金につきましては、1株当たり中間配当金41円と期末配当金41円を合わせ、年間配当金82円（4円増配）を予定しております。

---

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てており、比率については四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>306,936</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>196,358</b>
現金及び預金	40,670	電子記録債務	10,360
受取手形	5,078	買掛金	154,081
商品及び製品	191,242	リース債	143
前払費用	47,986	未払金	18,787
未収入金	690	未払費用	251
その他の貸倒引当金	15,467	未払法人税等	4,515
	5,809	前受り金	34
	△8	預り金	112
		賞与引当金	1,580
<b>固 定 資 産</b>	<b>141,940</b>	災害損失引当金	497
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>118,369</b>	その他の負債	5,993
建物	41,401	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,777</b>
構築物	1,610	リース債務	172
機械及び装置	14,266	繰延税金負債	5,097
車両運搬具	66	退職給付引当金	2,732
工具、器具及び備品	391	資産除去債務	60
土地	47,446	長期預り金	467
リース資産	288	その他の負債	246
建設仮勘定	12,898	<b>負 債 合 計</b>	<b>205,135</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>880</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
特許権	155	株主資本	234,484
ソフトウェア	478	資本剰余金	15,869
ソフトウェア仮勘定	148	資本準備金	27,827
電話加入権	84	資本準備金	16,597
その他の無形資産	12	その他の資本剰余金	11,229
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>22,690</b>	利益剰余金	194,277
投資有価証券	21,089	利益準備金	665
関係会社株式	20	その他利益剰余金	193,611
出資	0	固定資産圧縮積立金	7,638
長期前払費用	988	別途積立金	157,244
前払年金費用	416	繰越利益剰余金	28,729
差入保証金	122	自己株式	△3,489
その他の貸倒引当金	57	評価・換算差額等	9,256
	△4	その他有価証券評価差額金	9,246
<b>資 産 合 計</b>	<b>448,877</b>	繰延ヘッジ損益	10
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>243,741</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>448,877</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
商品売上高	1,032,948	
その他売上高	12,786	1,045,735
売 上 原 価		
商品売上原価	953,942	
その他売上原価	10,032	963,975
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>81,759</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		55,838
<b>営 業 利 益</b>		<b>25,921</b>
営 業 外 収 益		
受取配当金	378	
情報提供料収入	1,756	
不動産賃貸料	152	
その他の	488	2,774
営 業 外 費 用		
支払利息	6	
不動産賃貸費用	33	
自己株式取得費用	10	
その他	8	58
<b>経 常 利 益</b>		<b>28,637</b>
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	11	
災害損失引当金戻入額	95	
受取保険金	333	440
特 別 損 失		
固定資産除却損	22	
災害による損失	167	
災害損失引当金繰入額	497	687
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>28,390</b>
法人税、住民税及び事業税	8,603	
法人税等調整額	147	8,750
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>19,639</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

( 2021年 4月 1日から )  
( 2022年 3月 31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	7,738	132,244	38,926	179,575	△9	223,262	
会計方針の変更による累積的影響額								△171	△171		△171	
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	7,738	132,244	38,755	179,404	△9	223,090	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当				-				△4,766	△4,766		△4,766	
当期純利益				-				19,639	19,639		19,639	
固定資産圧縮積立金の取崩				-		△100		100	-		-	
別途積立金の積立				-			25,000	△25,000	-		-	
自己株式の取得				-					-	△3,479	△3,479	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-					-		-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△100	25,000	△10,026	14,873	△3,479	11,393	
当 期 末 残 高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	7,638	157,244	28,729	194,277	△3,489	234,484	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12,161	4	12,165	235,428
会計方針の変更による累積的影響額				△171
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,161	4	12,165	235,256
当期変動額				
剰余金の配当			-	△4,766
当期純利益			-	19,639
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
別途積立金の積立			-	-
自己株式の取得			-	△3,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,914	5	△2,909	△2,909
当期変動額合計	△2,914	5	△2,909	8,484
当期末残高	9,246	10	9,256	243,741

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。  
及び関連会社株式

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ …………… 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 8～50年  
機械及び装置 8～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用 …………… 均等償却を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担相当額を計上しております。

(3) 災害損失引当金 …………… 災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、化粧品・日用品及び一般用医薬品等の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した純額で収益を算定しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で算定しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。  
為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）  
ヘッジ対象 外貨建債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針 …………… 事業活動に伴う為替相場等変動によるリスクを低減させること、又はキャッシュ・フロー固定化を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法 …………… 為替予約について原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の為替相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、有効性が100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりであります。

### (1) 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

### (2) 返品権付販売に係る収益認識

従来は、商品の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を「流動負債」の「返品調整引当金」として計上しておりましたが、予想される返品部分に関しては販売時に収益を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表は、流動資産のその他が52億23百万円、流動負債のその他が56億55百万円それぞれ増加し、返品調整引当金が1億98百万円減少しております。

損益計算書は、売上高が12億92百万円、売上原価が13億5百万円それぞれ減少となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ13百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は1億71百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。



### (会計上の見積りに関する注記)

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。なお、新型コロナウイルス感染症に関する影響については、期末時点で入手しうる情報により見積りを行っておりますが、生活必需品を取り扱う当社において需要の大きな増減などは想定しておらず、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	63,986百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	33百万円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	0百万円
その他の営業費用	84百万円
営業取引以外の取引による取引高	
その他営業外収益	44百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	63,553,485	－	－	63,553,485
合計	63,553,485	－	－	63,553,485
自己株式				
普通株式(注)	6,387	700,162	－	706,549
合計	6,387	700,162	－	706,549

(注) 自己株式の株式数の増加700,162株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得700,000株、及び単元未満株式の買取りによる増加162株であります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	2,287	36	2021年3月31日	2021年6月3日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	2,478	39	2021年9月30日	2021年12月1日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月11日 取締役会	普通株式	2,451	利益剰余金	39	2022年 3月31日	2022年 6月1日

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	270百万円
賞与引当金	483
貸倒引当金	3
未払経費	252
返金負債	1,676
退職給付引当金	836
投資有価証券評価損	298
未払役員退職慰労金	75
災害損失引当金	152
その他	30
繰延税金資産合計	4,079
繰延税金負債	
返品資産	△1,598
固定資産圧縮積立金	△3,367
その他有価証券評価差額金	△4,076
前払年金費用	△127
その他	△6
繰延税金負債合計	△9,177
繰延税金資産（負債）の純額	△5,097

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金には、顧客及び取引先の信用リスクがあります。投資有価証券である株式には、市場価格の変動リスクがあります。営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先との継続取引に伴う債権について、取引先との密な連携体制や社内債権管理の徹底、さらには取引信用保険の加入等により貸倒発生のリスクを抑える活動を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引は、「職務権限規則」に基づいて実行されております。当該実行は海外事業本部が対象としている外貨建金銭債務の範囲内で行っており、毎月金融機関よりデリバティブ取引の実行残高通知を受領し、実績表との突合にて一致の確認を行っております。また、これらの執行、管理状況について社内の監査部門が監査を実施しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	20,188	20,188	－
資産計	20,188	20,188	－
負債計	－	－	－
デリバティブ取引（※3）	14	14	－

（※1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収入金」、「電子記録債務」、「買掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	901
子会社株式	20

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	40,670	－	－	－
受取手形	5,078	－	－	－
売掛金	191,242	－	－	－
未収入金	15,467	－	－	－
合計	252,458	－	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,188	—	—	20,188
デリバティブ取引				
通貨関連	—	14	—	14
資産計	20,188	14	—	20,202
負債計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

1. 関連当事者との取引  
該当事項はありません。
  
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報  
株式会社メディopalホールディングス（東京証券取引所に上場）
  - (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
該当事項はありません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	3,878円33銭
1株当たり当期純利益	310円34銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品分類別に分解した売上高は次のとおりであります。

商品分類別の名称	金額（百万円）
化粧品	233,385
日用品	487,287
医薬品	122,820
健康・衛生関連品	186,906
その他	15,334
顧客との契約から生じる収益	1,045,735

販売先業態別に分解した売上高は次のとおりであります。

販売先業態別の名称	金額（百万円）	
Drug	ドラッグストア	662,583
HC	ホームセンター	95,155
DS、Su.C	ディスカウントストア、スーパーセンター	77,347
CVS	コンビニエンスストア	72,272
SM	スーパーマーケット	52,059
GMS	ゼネラルマーチャンダイジングストア	34,496
その他	輸出、EC企業、その他	51,821
顧客との契約から生じる収益	1,045,735	

(注) その他の源泉から生じる収益はありません。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、主に国内外の小売業を主な顧客とし、化粧品・日用品及び一般用医薬品等を販売しております。

当社では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としており、当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、他の当事者により商品が提供されるよう手配することが当社の履行義務となっている取引については、代理人として取引を行っている判断し、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した純額で収益を算定しております。また、当社が返品に応じる義務を負っている取引については、発生しうると考えられる予想返金額を過去の実績を基に算定し、取引価格より控除する方法を用いて収益を算定するとともに、返品されると見込まれる商品の対価を「返金負債」として、商品を回収する権利を「返品資産」としてそれぞれ認識しております。値引き・リベート等を付して商品を販売する取引については、顧客との契約に基づき、約束された対価から当該値引き・リベート等、顧客に支払われる対価を控除した金額により収益を算定しております。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (その他の注記)

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社P A L T A C  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 余 野 憲 司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P A L T A Cの2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 P A L T A C 監査役会

常勤監査役	金 岡 幸 宏	Ⓔ
常勤監査役	新 谷 尚 志	Ⓔ
社外監査役	鈴 木 秀 夫	Ⓔ
社外監査役	小 寺 陽 平	Ⓔ
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	Ⓔ

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場

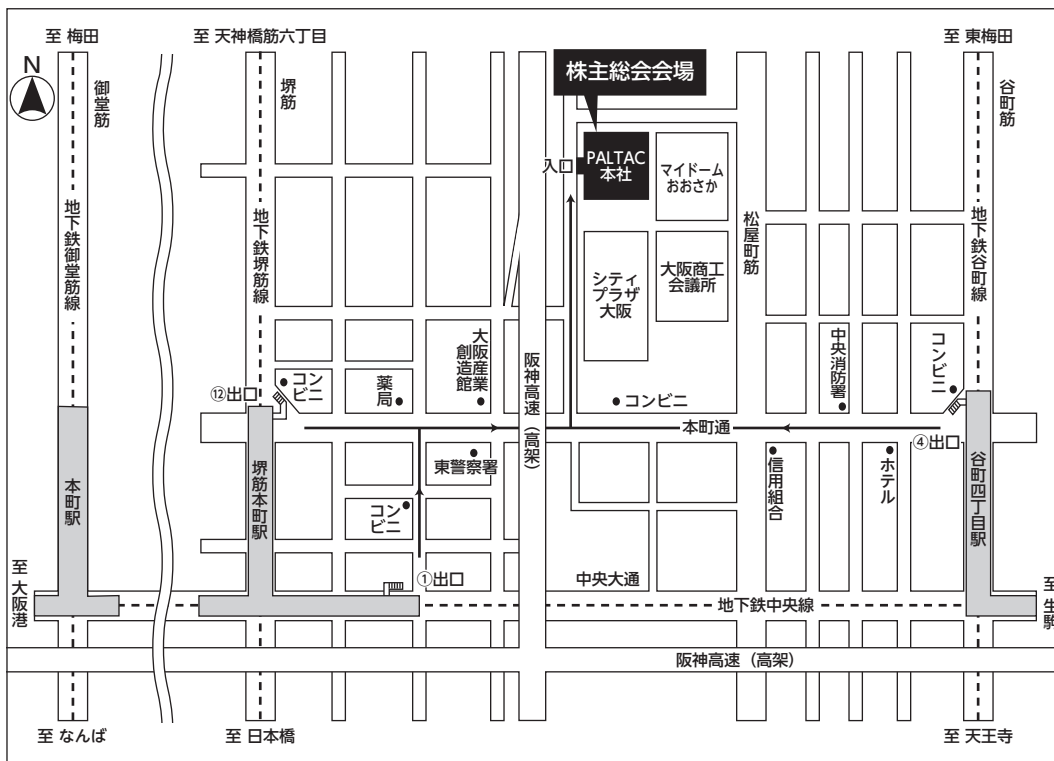
大阪市中央区本町橋2番46号  
PALTAC本社ビル 3階

電話

06-4793-1050

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えください。

会場は全館禁煙となりますのでご了承ください。



交通：地下鉄 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅①②番出口より徒歩 約7分  
地下鉄 谷町線・中央線「谷町四丁目」駅④番出口より徒歩 約8分

会場には駐車場のご用意がございません。公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。